

大分県からのお願い

大分県生活環境部私学振興・青少年課
大分県青少年育成県民会議

子供たちを有害サイトや犯罪から守るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



1 「青少年の健全な育成に関する条例」について

～条例で定められている保護者の責務～

「青少年の健全な育成に関する条例」では、青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務として、次のことが定められています。（※「青少年」は18歳未満）

- フィルタリングの利用により、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。
- 自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解、並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努める。
- 青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど、適切な利用の確保に努めるものとする。

青少年の使用する携帯電話等を契約する場合、原則としてフィルタリングを導入しなければなりません。

保護者の皆さん自らが端末の使い方などをよく理解しましょう。

家族でルールづくりをしましょう。

2 大分県内の専門相談機関

～ネットで困ったことがあったら専門機関に相談を!!～

【携帯電話やインターネット利用でのトラブルの場合】

大分県教育委員会

① ネットあんしんセンター

LINE@ID : @yuo7063g

TEL097-534-5564(月・水・金 13:30～17:30 祝日を除く)

メールアドレス : netanshincenter@hyper.or.jp

② ネットいじめ相談

メールアドレス : no-ijime@pref.oita.lg.jp

③ 【24時間子供SOSダイヤル】

TEL 0120-0-78310 ※ネットトラブル以外の様々な悩みの相談にも対応

【相談内容が犯罪に当たる可能性がある場合】

大分県警察本部

① 警察安全相談

<http://www.pref.oita.jp/site/keisatsu/anzensoudan.html>

TEL #9110 (097-534-9110)

② サイバー犯罪対策室

TEL 097-536-2131(代表) (平日9:00～17:45)

